

出生届を出された方へ

お誕生、おめでとうございます。

お子様の住民票コード通知票をお送りいたします。

併せて市役所での手続きについて、ご案内します。

※マイナンバーをお知らせする通知は、地方公共団体情報システム機構からお送りいたします。

※受付場所については、裏面案内図を参照ください。

項 目	手続きの内容	受付場所	問合せ・申込先
	持ち物		
国民健康保険証	○国保加入者がお子さんの出生届を出された場合 お子さんの国保への加入の確認をします。加入される方には保険証を発行します。	①	市民課 国保年金担当 23-8037
出産育児一時金	○母親が国保の被保険者の場合、出産育児一時金が支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払うこととなります。(直接支払制度)直接支払制度を利用せず、国保から出産一時金を受け取ることも可能ですが、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。 ※以前勤めていた会社の健康保険から給付がある場合は国保からの支給がありません。		
国民年金	○国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されますので、届出をしてください。 ・母子健康手帳・年金手帳・印鑑 ・マイナンバーのわかるもの・本人確認書類		
児童手当の手続き	○出生日の翌日から15日以内に申請を行ってください。 (第1子の場合) 新規申請 ・印鑑・健康保険証・振込み口座のわかるもの ・マイナンバーのわかるもの・本人確認書類 (第2子以降の場合) 増額手続き ・印鑑・健康保険証	②	子育て健康課 子育て支援担当 23-8032
子育て支援手当	○出生日から90日以内に子育て支援手当の申請を行ってください。 * 手当額については、第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円になります。 ・戸籍謄本(申請者の本籍が市外の場合)		
子育て支援医療費助成	○子育て支援医療費助成金受給資格者証の申請をしてください。 対象児童の健康保険証または扶養者の健康保険証		
子育て応援カード	○子育て応援カードをお渡しします。 受領する方の本人確認書類		
出生状況の確認	○出生連絡票と母子健康手帳をお持ちになり、窓口へお越しください。	③	子育て健康課 健康増進担当 23-8038

案内図 本庁舎1階

第2庁舎

国道20号

